

令和4年12月14日

市内居宅介護支援事業所 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

日頃より市介護保険行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

厚生労働省より、「令和4年度・管理者要件に関する調査」依頼がありました。下記内容をご確認いただき、業務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

↓↓↓ 以下、厚生労働省からの依頼内容です ↓↓↓

各指定居宅介護支援事業所 御中

時下ますますご清栄のことと存じます。

「令和2年度・管理者要件に関する調査」について、ご協力いただきありがとうございました。このたび、令和2年度に引き続き、「令和4年度・管理者要件に関する調査」を実施することとなりました。

本年度の「管理者要件に関する調査」は、厚生労働省の令和4年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）として、株式会社三菱総合研究所が、「居宅介護支援および介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業」の中で実施することとなりました（管理者要件に関する調査を実施する経緯については後述いたします）。

「管理者要件に関する調査」は、すべての指定居宅介護支援事業所が対象となっております。調査資料一式を送付いたしますので、ご多用の折大変お手数をおかけしますが、本調査の意義を十分ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

調査の目的や回答方法等については、添付ファイル「02_調査ご協力依頼（事業所向けご説明資料）」に記載しておりますので、お読みいただき、回答のほどよろしくようお願い申し上げます。

<添付ファイル>

1. 02_調査ご協力のお願い（事業所向けご説明資料）
2. 03_管理者調査電子調査票（事業所メール提出用）

調査へのご回答期限は令和4年12月27日（火）とさせていただきます。

ご不明点等ございましたら、下記の調査事務局までお問合せください。

（管理者要件に関する調査の経緯）

令和元年度では、平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会 平成29年12月18日）の「Ⅳ 今後の課題」における「居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しについては、人材確保の状況について検証すべきである。」とされていることを踏まえ、今後の検討に向けた基礎資料とするため、すべての指定居宅介護支援事業所を対象として、管理者の主任介護支援専門員の資格取得状況ならびに経過措置期間中に主任介護支援専門員の管理者を配置できない事業所の実態と配置できない理由を調査いたしました。（「令和元年度管理者要件に関する調査」）。

また、居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会 令和元年12月17日）において、「経過措置期限を一部延長し、令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予することが適当である。」等とされ、経過措置期限を一部延長したことを受けて、経年で経過を把握するため、継続して同様の内容を調査実施することとしており、令和2年度に引き続き今年度も実施することとなりました。

以上、長文となり恐縮ですが、どうぞよろしくお願いたします。

=====

「管理者要件に関する調査」事務局

（株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア&ウェルネス本部）

TEL: 0120-223-898

※平日（土日・休日を除く） 9:30~17:30

E-mail: r4_chousa_kanrishu@surece.co.jp

=====



各務原市 健康福祉部

介護保険課 施設指導係 森 優華

TEL : 058-383-2067 (直通)

FAX : 058-383-6365

mail : kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

